

様式 1

事業報告書

(自 令和 3年7月1日 至 令和 4年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 はらだ医院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄のを塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市小佐々町黒石 3 5 4 番地 3

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 1 8 年 3 月 7 日

(4) 設立登記年月日 平成 1 8 年 3 月 1 7 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	はらだ医院	長崎県佐世保市小佐々町黒石 354 番地 3	

注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 8 月 2 2 日 令和 2 年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 はらだ医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市小佐々町 3 5 4 番地 3

貸 借 対 照 表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	39,434	I 流 動 負 債	4,210
II 固 定 資 産	42,085	II 固 定 負 債	1,942
1 有 形 固 定 資 産	6,623	負 債 合 計	6,152
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	35,462	科 目	金 額
		I 資 本 金	5,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	70,367
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	75,367
資 産 合 計	81,519	負 債 ・ 純 資 産 合 計	81,519

様式 4 - 2

法人名 医療法人 はらだ医院 ※医療法人整理番号
 所在地 長崎県佐世保市小佐々町 3 5 4 番地 3

損 益 計 算 書
 (自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	91,398
2 事業費用	86,517
本来業務事業利益	4,881
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	4,881
II 事業外収益	115
III 事業外費用	0
経常利益	4,996
IV 特別利益	56
V 特別損失	0
税引前当期純利益	5,052
法人税等	850
当期純利益	4,202

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 はらだ医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市小佐々町354番地3

財 産 目 録

(令和4年6月30日現在)

1. 資 産 額	81,519 千円
2. 負 債 額	6,152 千円
3. 純 資 産 額	75,367 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	39,434
B 固 定 資 産	42,085
C 資 産 合 計 (A+B)	81,519
D 負 債 合 計	6,152
E 純 資 産 (C-D)	75,367

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 はらだ医院

理事長 原田 達郎 殿

私は、医療法人 はらだ医院の令和3年会計年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和4年8月22日

医療法人 はらだ医院

監事 戸田 和宏

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。